

平成23年7月27日
中部経済産業局

企業立地促進法に基づく地域産業活性化計画（伊勢志摩基本計画） にかかる同意について

企業立地促進法に基づく三重県伊勢志摩地域基本計画が、7月27日付で経済産業大臣等により同意されました。今般の同意により、平成19年6月の同法施行以降、中部経済産業局管内にて策定された基本計画は20計画となりました。

企業立地促進法に基づく三重県伊勢志摩地域基本計画について、関係自治体から協議があり、本日付で下記のとおり経済産業大臣等により同意されました。今般の同意により、平成19年6月の同法施行以降、中部経済産業局管内にて策定された基本計画は20計画となりました。（三重県内では7計画、全国では194計画。）

本計画は、当該地域において国、県、市町、関係機関が一体となって人材育成支援、産学官連携、農商工連携、ビジネスマッチングの推進等により指定集積業種の企業立地、産業集積を目指す計画であり、同法に基づく支援措置（税制優遇、低利融資、人材養成支援補助事業等）の対象とされます。[（同法支援措置の概要）](#)

区 域：伊勢志摩地域（伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・南伊勢町）

計画期間：平成26年度まで

指定集積業種：①環境・エネルギー関連産業

②医療・健康・福祉関連産業

③観光・地域資源活用関連産業

成果目標：新規立地件数 12件（累計）

新規雇用数 569人（累計）

付加価値額増加額 242億円（平成26年度）

製造品出荷額4,009億円（平成26年度）

（参考）

企業立地促進法（正式名称：「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」）は、企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化に関する地方公共団体による主体的かつ計画的な取組を支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図るとの趣旨の下、平成19年6月に制定されたものであり、本法律に基づき、産業集積の形成及び活性化を通じた地域経済の活性化が図られてきたところ。

【お問い合わせ先】

中部経済産業局 地域経済部 地域振興課長 中島

担 当：地域振興課 金森

電 話：052-951-2716（直通）

F A X：052-961-7698